

# 政策目的としての人口福祉について

加 藤 壽 延

## I はじめに

社会科学における政策論議の核心の一つは、政策目的の設定とそれに対応する手段の適合性 (the ends and means) の確認にある。それというのも政策目的は、当該社会の発展段階とその局面に対応して変容するものと理解するからである。

第2次世界大戦以降における世界経済の体制ごとのそれを瞥見しても、現象的には容易に理解されよう。しかるに一步足を踏込んで、注意深く観察してみると、この政策目的と手段の適合性に関する論議は、必ずしも十分になされていないようにおもわれる。例えば資本主義経済体制のもとにあっては、経済的自由と効率性を目的に市場経済システムの促進をはかってきた。他方、社会主義経済体制のもとでは、経済的平等と計画性を目的に計画経済システムの進展をはかってきたと。だがこの議論も一歩しりぞいて考察すると、それぞれの体制が採用した経済政策は、結果としてそれぞれの国家経済の、したがって国民一人びとりの経済的豊かさの実現にあった点では共通する。このような共通性を理解するならば、市場経済システムと計画経済システムによる政策展開を、経済政策の世界史的規模における実験とすることができる。この一大実験は、1990年のソ連邦の解体によって結論がだされた。

しからば市場経済システムの促進をはかってきた側の国々にあっては、それぞれの国家経済が、したがって国民一人びとりの豊かさが問題なく実現したのであろうか。いわゆるG7と呼ばれる国々にあっても、この所期の点で、マクロ経済指標が比較的良い結果をあらわしているのは日本のみである。その日本経済も、景気循環の負の局面であえいでいるのが現状である。それはさておいても、日本経済は、その経済発展の水準と規模との関連に照して、労働力供給能力の不足と人口高齢化という基本構造に直面しているのが現状である。同様な基本構造は、ヨーロッパの先進諸国にもあり、そこでは東西ドイツの統合およびEC統合という形態——それは政策主体である国家の自己否定による国家の再興という形態——で、個別国家の基本構造を克服しようとする道でもある。

この小論にあっては、伝統的な経済学が経済分析の枠組の外に棄ててきた人口の視点を取りあ

げ、経済政策の目的手段の関係を再検討しようとする覚え書である。

## II 人口と経済の関係性——出産権と生存権の矛盾——

人口変動と一国経済の成長・発展との間の関係性を正面からとりあげたのは、古典派経済学者の T. R. マルサスであった。彼によると国境を越えた人間一般における情欲の不変性に着目し、一国の人口はその扶養能力の限界まで増加する傾向を有すること、その扶養限界で人口増加が妨げられ、またひとたび扶養能力の限界が上向すると再び人口は、その限界まで増加する傾向を有することを、彼は叙述的に事例をもって指摘した。マルサス研究に生涯を捧げた南亮三郎博士は、マルサスの指摘した人口増加の動向を、人口の波動運動と要約し、人口と経済の関係性を「人口波動原理」で、すなわち人口それ自体のもつ個有の増加傾向とそれに対してブレーキの役割を果たす社会経済のもっている扶養能力の限界性との相互関係で説明した。その場合、人口増加の規制力は、通常当該社会経済の食糧生産量で一義的に理解されているが、マルサス自身『人口原理』の第5版で人口扶養力を賃金で説明する叙述もあることから、当該社会経済の生産力を表現する総国民生産と理解することも許されよう。

先進諸国の経済発展の歴史は、チボラの指摘する「農業革命」を経て食糧自給力を高め、さらに「産業革命」の充実度に応じて総国民生産という人口扶養能力の飛躍的拡充を経験した。それはまた海外植民地の経営と結びついていたことを失念してはならない。先進国における一国全体としての人口扶養力の拡充、すなわち経済発展は、当該社会経済においては人々をしてより豊かな物質的・文化的経済生活を希求させる動向を生みだした。それは生物学的制約条件を別にすれば、先進諸国にあっては、資本主義経済体制の充実に伴ない人は子供を持ちたいと望む時に、子供を生み・育てるための全体としての社会経済装置が基本的に形成された、と総括し得る。かかる状況を反映して先進国では人口問題がなくなったとか、あるいはマルサスの誤謬といった多くの見解が繰り返し繰り返し披露されてきている。だが全体としての社会経済の発展水準が高まれば高まる程、人々の求める物質的・文化的経済生活標準は高まり、その目標達成のために出産機会を後に繰り延べる傾向がある。具体的には女性の高学歴化、社会的進出および夫婦共働き現象などで説明されている。

たしかに一人当たり実質所得水準の上昇と出生力水準とは逆に動く傾向があることは、多くの論者によって指摘されている。だがこのような動向が長期間にわたり装置化すると人口と経済の関係性は、J. M. ケインズが第一次世界大戦後に公刊した『平和の経済的帰結』で指摘する「過剰人口の悪魔 P」が経済制度の機能の変化に対応して「失業の悪魔 U」に変質したのと同様に、人間の情欲が不変であっても、歴史の発展に伴なう人間の価値感の多様化や産児制限技術の普及による生まない自由に基づいた持続的な低出生力水準とそれに起因する労働力供給力の低下ならび

に社会全体の高齢化現象によって、経済の成長・発展を規制するように変質する。古典派の、なかんづくマルサスによって指摘された人口と経済との間の相互依存関係の分析は、長期タームの視点によるものであった。だから「限界革命」によって経済学の内実が変容するのに伴って、人口変動の経済発展効果分析は、基本的に経済学の枠組から放出されてしまった。それゆえに人口変動の、なかんづく持続的低出生力水準の累積的な経済的社会的効果は、先進国にあっては単に人口論の分野のみではなく、人口と経済の相関性の視点で再整理する必要があるのである。

人口と経済の関係性を「人口波動原理」にまで煮つめた南亮三郎博士は、人口と経済の相互依存関係を「出産権」と「生存権」の矛盾として把握する。出産権は、いうまでもなく歴史過程に存在してきている社会にあっては、どの社会にあっては「生む自由」を意味するし、それはまた人間に附与されてきている自然の権利でもある。「生む自由」はしたがって、生む立場にある人間が、自分の当面している社会的経済的環境との関係で、「生まない自由」に代替される場合もあることをも意味する。

他方、生存権は、この世に一度び生を得けた者が、その生涯過程を無事に完遂する権能を示唆する。それはまた人間の生涯過程を成育期、就労期、老齢期に分類するならば、それぞれの時期における人間の生活一般の社会化に伴う制度充実の歴史的所産でもあった。例えば成育期のそれは義務教育制度の創設とその拡充・発展であり、就労期のそれは経済の成長・発展に伴う当該社会の完全雇用の実現・維持であり、あるいはそれらを保障する関係制度の実現・充実であり、老齢期のそれは社会保障制度の創設・充実を意味する。それぞれの期における人間の生活一般の社会化の度合に応じた制度充実が先進諸国の近代化の進展過程において相異なることは、西欧経済史、社会文化史などの指摘するところである。なかんづく一語で要約するならば、近代市民国家の成立以降にあってそれらは、各国の経済政策や社会政策一般の制度的充実の促進度に応じて、人間の、したがって当該国家の人口の生活権を保障する権利として確立・拡充されてきたものである。

現代社会における生存権の実態を示唆する経済政策や社会政策一般の進展は、「経済福祉」の充実を目指して攻究されている。それは経済福祉の充実を政策目標とし、社会政策と経済政策の結合した「総合」政策のスタイルをとる。例えばR. M. ティトマスの『社会福祉と社会保障——新しい福祉をめざして——』、経済企画庁国民生活政策課による『総合社会政策を求めて——福祉社会への理論——』あるいは藤田至好による『生涯総合福祉プラン——その理論と設計——』などは、経済政策の分配側面を重視した作業であり、丸尾直美の『入門経済政策』は伝統的な経済政策論の立場に依拠しながらも、当該目標の達成を攻究しようとするものである。その他に高齢化社会を前提にした個別部門の論議では、宮島洋の『高齢化時代の社会経済学』、高山憲之と原田泰による『高齢化の中の金融と貯蓄』、宮沢健一の『高齢化産業社会の構図』などを指摘できる。

これらの研究成果は、いずれもが出生力の長期持続的低下とそれに帰因する高齢化社会の到来を制約条件に、経済福祉の充実ないしは当該経済部門の活性化を模索している。政策論議としては正鵠性を有しているが、出生力の回復への政策論的緒口はみあたらない、との欠点をもつ。その依ってきたる所以は、人口と経済の相関性の論理に基づく視点の欠如によるものであろう。

### III 結びにかえて——人口福祉の提唱——

人口と経済の相関性を、上述の如き「出産権」と「生存権」の矛盾と理解するならば、人口福祉を、人は生みたい時に子供を生む自由をもつが、一度び生んだ子供はその生涯過程を充実した生活様式一般の中ですごし得る状態と概念化することができる。人口福祉をこのように概念化すると、人口成長が経済の成長・発展の成果を喰いつぶしてしまう、いわゆる「マルサスのディレンマ」が作用している多くの第3世界諸国でも、人は自由に子供を生み得るのか、と反問するであろう。この反問に対する答えは、否である。個人は生む自由を原則的には持つが、その自由を発現することによって国家全体の経済も「マルサスのわな」に落ち込み、結果的に家計も本人も経済的困窮の迷路に入り込むことになる。したがって人口と経済の依存関係がこの段階もしくは局面にある場合、生む自由は、人口福祉の充足を生み出す条件の整備のために、出生力抑制を中心にした人口政策の採択と生活空間の拡充整備のための経済政策が、必要十分条件になる。勿論この場合に、生む「自由」が制約されることについての、「自由」の論理性的の課題は残るが。

当該国家の人口と経済の依存関係の2番目の機能側面は、その人口成長の成果を国内の各分野で十分に活かしたうえでなお、その人口扶養力が過不足ない状況を維持・拡充する段階もしくは局面である。それはA.ソービーが『人口の一般理』で展開した「適度人口」の理論範疇に対応するところのものであり、この段階もしくは局面において機能する人口福祉目的に対応する政策手段群である。勿論この場合に政策手段群内部における個別的政策手段の優先度に対応する選別・順位付けが必要不可欠な作業であることはいうまでもない。

人口と経済の依存関係の3番目の機能側面は、当該国家の人口成長力が趨勢上から、零もしくは負の成長を見通し得る状況とそうした趨勢状況に対応して在来的な人口扶養力の培養政策、すなわち経済政策や社会政策の転換ないしは総合化を必要とする段階もしくは局面である。具体的には、先進諸国が直面している低い出生率水準、労働供給力の不足、増加する高齢者群といった一般的状況である。この状況にあっては、人口高齢化に対応した福祉社会の実現のため、関連諸政策の総合化は急ぎ求められることである。だがそれだけでは十分でないのである。人口の高齢化社会は、人口の年齢構造の不比例性の表現でもある。だとするならば、福祉社会の実現のためだけの政策転換では不十分なのである。いわゆる福祉社会の実現と同時に、他方において人口の年齢構造の不比例性を結果的に是正する政策効果、すなわち出生力水準の趨勢的反騰をも誘発す

る総合政策でなければならない。それは経済福祉と同時に人がよろこんで「生む自由」の権利を発揮するという意味で、「人口福祉」が政策目的として緊急性をもつのである。